

2024 年度女性部独自要求書

(「女性活躍」について)

1. 長時間労働は「女性活躍推進」とは相容れないものであり、残業が前提となるような「働き方」をさせないため、「女性活躍のための特定事業主行動計画」の各数値目標を達成しても業務が滞ることのない人員体制とるなど、必要な対策を行い仕事と家庭の両立を支援すること。
2. 当局が推進している「女性活躍」は、管理職になることや特定部署の業務のみに光が当たるものとなっている。全ての女性職員がそれぞれの条件のなかで頑張ることこそが「女性活躍」であると位置づけ、誰もが輝いて働き続けられるよう、支援制度を充実すること。

(両立支援、ワーク・ライフ・バランス、休暇制度の改善について)

3. 育児・介護の諸制度や、高齢者部分休業等が気兼ねなく取得できるよう、県職員・教職員の定数を拡大すること。
4. 育休代替の任期付き職員の任用が困難な実態があることから、確実に代替職員の任用すること。
5. 労働基準法に定める妊娠中の職員に対する業務の軽減を保障する等、母性保護を徹底すること。
6. 生理休暇について、時間単位での取得ができるように改善し、名称についても「健康管理休暇」等に変更するとともに、取得しやすい職場環境を整えること。
7. 更年期の健康管理のための特別休暇を設けること。
8. 看護休暇の対象となる者の範囲を、中学校卒業（障害を有する者は18歳）まで拡大すること。
9. 台風などの災害による休校や、感染症に伴う学級閉鎖に対応できる休暇制度を整備すること。
10. 子育て支援時間について、対象年齢を小学校卒業年齢まで拡大すること。
11. 子の不登校に対応できる休暇制度を整備すること。
12. 育児時間休暇について、対象年齢を小学校就学前まで拡大すること。
13. 育児部分休業、育児短時間勤務、深夜勤務の制限の対象年齢を小学校卒業年齢まで拡大すること。
14. 介護休暇・育児休業・部分休業を取得している職員への時間外労働規制を徹底すること。
15. 小中高の体育指導軽減と特別支援学級の指導軽減措置を妊娠判明時から全期間配置とすること。特別支援学校については妊娠判明時からの全期間配置にするとともに、1日6時間にすること。
16. 妊産婦の時間外勤務制限などの制度を徹底するとともに、すべての教職員に学校職場における妊娠・出産に関わる軽減措置を拡大すること。

17. 臨時講師について、育児休業が取得できるよう県独自の措置を講じること。
18. 水防等夜間の待機等へ入ることについては、育児や介護を行う職員の条件や意志を尊重し一律的な取り扱いはしないなど十分に配慮すること。
19. 福祉施設等の交代勤務職場において、育児時間休暇や育児部分休業、勤務制限（深夜・時間外）などの制度は、必要とする職員が全て認められること。これら休暇・休業を取得することが職場に負担を掛けることがないように、人員体制を確保すること。また、妊婦については、妊娠判明時から勤務軽減措置を行い、夜勤は本人申請がなくとも免除することとし、50才以上の職員の夜勤も免除すること。

(ハラスメントの根絶について)

20. セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止については、ハラスメント防止に関する指針に基づき、被害者の保護を最優先に、第三者機関による対応とすること。

2024年10月22日

滋賀県知事 三日月 大造 様
 滋賀県教育長 福永 忠克 様

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議

議長

山田 浩樹



滋賀県職員組合

執行委員長

児玉 崇

女性部副部長

吉田 澄



全滋賀教職員組合

執行委員長

高岡 光洋

女性部長

片瀬 典

